

国民健康保険の被保険者証(保険証)を更新します

市民課保険年金係 ☎(25)1148

国民健康保険被保険者証が8月1日(土)から新しくなります。

7月中旬に新しい被保険者証を簡易書留で郵送しますので、内容、枚数などに誤りがないか確認してください。今回発行する被保険者証から有効期限が7月31日に変更になりました。有効期限の間違いに注意してください。

なお、古い被保険者証は8月1日(土)以降に、市民課または各連絡所へ返却してください。また、被保険者証のカバーが必要な場合は返却の際に申し出てください。

※他の健康保険に加入されている場合は、国民健康保険の資格喪失の届け出が必要です。被保険者証と現在加入中の健康保険証、マイナンバーカードまたはマイナンバー通知カード、印鑑を持って手続きにお越しください。

70歳以上のかた

8月から「被保険者証」と「高齢受給者証」が一体化しました。病院などの窓口では「被保険者証兼高齢受給者証」を提示してください。

また、年度途中で70歳を迎えられるかたは、今回の更新から有効期限が誕生月の月末までとなっています。誕生月の翌月からは、「被保険者証兼高齢受給者証」を使っていただくこととなります。誕生月に改めて送付します。

なお、1日生まれのかたは誕生月で切り替えとなります。

令和2年7月まで

旧版の被保険者証とカバーのデザイン。カバーには「三重県 国民健康保険 被保険者証」とあり、有効期限、交付年月日、氏名、住所、世帯主氏名、保険者番号が記載されている。保険証本体には「三重県 国民健康保険 被保険者証」とあり、有効期限、交付年月日、氏名、住所、世帯主氏名、保険者番号が記載されている。

令和2年8月から

新版の「被保険者証兼高齢受給者証」のデザイン。有効期限、交付年月日、氏名、住所、世帯主氏名、保険者番号、交付者名が記載されている。また、「負担割合」の欄がある。

75歳を迎えられるかた

誕生日の前日までの有効期限となっており、誕生日以降は後期高齢者医療の被保険者となります。新たな被保険者証は有効期限前に三重県後期高齢者医療広域連合から郵送されます。

**国民年金の
保険料の
免除・猶予制度**
市民課保険年金係
☎(25)1148
伊勢年金事務所
☎0596
☎(27)3601

経済的な理由などで国民年金の保険料を納付することが困難な場合には、申請をして認められると保険料の納付が免除または猶予される制度があります。

① 全額免除・一部免除制度
② 納付猶予制度
③ 学生納付特例制度

表のように、保険料の免除が認められると、一定の割合で将来の年金額に反映されます。また、免除・猶予期間は、納付した期間と同様に年金を受給するときに必要な受給資格期間に算入されます。ただし、一部免除の場合は、減額された保険料を納付していることが必要です。(※)

保険料免除などと年金給付の関係

	納付	全額免除	一部免除(※)	納付猶予 学生納付特例	未納
障害基礎年金 遺族基礎年金 (受給資格期間に算入されるか?)	○ されます	○ されます	△ されます	○ されます	× されません
老齢基礎年金 受給資格期間に 算入されるか?	○ されます	○ されます	△ されます	○ されます	× されません
老齢基礎年金 年金額に反映 されるか?	○ されます	○ 2分の1が反映 されます	△ 免除割合に応じて反 映されます	× されません	× されません

平成31年4月から産前産後期間の免除制度が始まりました。年金受給額が減額されることなく出産前後の保険料が免除される制度です。くわしくは、問い合わせてください。

場合があります。納付が困難なときは①〜③の申請をしましょう。

また、新型コロナウイルス感染症の影響により所得が相当程度まで下がった場合の臨時特例措置として本人申告の所得見込み額を用いた簡易な手続きにより、国民年金保険料免除申請や学生納付特例申請が可能となりました。

くわしくは、問い合わせてください。

後期高齢者医療制度のお知らせ

市民課保険年金係 ☎(25) 1135

後期高齢者医療広域連合 ☎059-221-6883

○保険証の更新について

新しい被保険者証(若草色)を、7月中旬に簡易書留で送付します。現在の被保険者証(ピンク色)は8月1日(出)以降は使用できません。

新しい被保険者証が届いたら、8月1日(出)以降にピンク色の被保険者証を市民課または各連絡所へ返却してください。ご自身で処分する場合は、個人情報に十分に注意してください。

○限度額適用認定証などについて

入院するときや高額な外来診療を受けるときは、限度額適用認定証(住民税非課税世帯のかたは限度額適用・標準負担額減額認定証)を医療機関などの窓口で提示することで、医療費の支払いが自己負担限度額までとなります。認定証の交付を受ける場合は、市民課や連絡所で申請してください。現在認定証をお持ちのかたについては、7月末に送付されます。

○保険料について

後期高齢者医療制度では、被保険者一人ひとりに保険料を納付していただきます。

年間保険料額 (賦課限度額 64万円)

①所得割額
(総所得金額等^{※1} - 33万円) × 8.99%

+

②均等割額 44,589円

※1 総所得金額等とは

- ・各収入から必要経費(公的年金控除額や給与控除額など)を差し引いた所得の合計額で、申告分離課税の所得金額や山林所得金額を含みますが、退職所得は含みません。
- ・遺族年金や障がい年金は収入に含まれません。
- ・各種所得控除(社会保険料控除・配偶者控除・扶養控除・医療費控除など)は適用されません。

○保険料の軽減措置

●所得の低い世帯に属するかたに対する軽減

所得が低い世帯に属するかたは、下記の基準により均等割額が軽減されます。

同一世帯の被保険者および世帯主の総所得金額等の合計額	軽減割合	軽減後の保険料
① 33万円以下	7.75割	10,032円
② 33万円以下であって被保険者全員の年金収入が80万円以下(そのほか各種所得がない)	7割	13,376円
③ (33万円+被保険者数×28.5万円)以下	5割	22,294円
④ (33万円+被保険者数×52万円)以下	2割	35,671円

- ・世帯は4月1日(年度途中で資格取得されたかたは資格取得日)時点での状況で判定されます。
- ・前年12月末日の年齢が65歳以上のかたの年金所得は、通常の公的年金控除以外に15万円を控除します。
- ・事業専従者控除は適用されず、専従者給与額は事業主の所得に合算されます。譲渡所得の特別控除は適用されません。

保険料均等割軽減の対象のかた^(※3)の保険料について

※3 高齢者医療保険料の均等割額が8割軽減または8.5割軽減となっていたかた(世帯主および世帯の被保険者全員の軽減判定所得の合計額が33万円以下のかた)

法令上7割削減の対象となるかたの保険料(均等割)については、これまで特例的に上乘せして軽減を行ってきましたが、下表のとおり、**令和元年度から段階的に見直し**を行っています。

対象者の所得要件 (世帯主および世帯の被保険者全員の軽減判定所得の合計額)	均等割の軽減割合			
	本則	平成30年度	令和元年度	令和2年度 令和3年度
[平成30年度における8.5割軽減の区分] 軽減判定所得が33万円以下	7割	8.5割	8.5割	7.75割
			月額平均が537円⇒836円	
[平成30年度における9割軽減の区分] うち、世帯の被保険者全員の各種所得なし	7割	9割	8割	7割
			月額平均が716円⇒1,114円	

◆後期高齢者医療制度に加入する前日に被用者保険^{※2}の被扶養者であったかたに対する軽減

均等割額が2年間は5割軽減され、所得割は課されません。(所得が低い世帯に属するかたの均等割額の7.75割軽減または7割軽減に該当するかたは、そちらが適用されます)

該当のかたには軽減後の保険料額を通知しますが、被用者保険の被扶養者であったかたで軽減措置が行われていない場合は、問い合わせてください。

※2 被用者保険とは、協会けんぽ、企業の健康保険組合による健康保険、

○保険料の徴収

特別徴収：年金からの天引きによる納付

普通徴収：納付書や口座振替による納付

※年金の受給額が年額18万円未満のかたや、介護保険料と後期高齢者医療保険料を合わせた1回あたりの天引き額が、年金の1回あたりの支給額の2分の1を超える場合は、普通徴収となります。